

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

包括外部監査(監査人 新木 淳彦)分

指摘事項		当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
第1 個人市民税 (1) 課税事務の検証 家屋敷課税について (報告書57ページ)	課税される件数が少ないため市民の感覚から家屋敷課税の認知度は低く、課税されるケースがわかりづらいことから、家屋敷課税に対する市民の周知度を向上させるために、家屋敷に関する具体的なQ&Aの作成等によるホームページでの周知が望まれる。一例として、福島県棚倉町のホームページでは「家屋敷課税に対するQ&A」が掲載されている。	意見のとおり、他市町村の事例等を参考にホームページにQ&A形式の記事を掲載し、周知に努めたい。	市のホームページに、家屋敷課税に関する情報をQ&A形式で掲載し周知した。	市民税課
第1 個人市民税 (5) 他部署との連携の検証 資産税課との連携について (報告書57ページ)	資産税課と連携し、市外発送対象者の情報を共有することで、家屋敷課税の課税対象者に対する課税漏れの検証をすることが望まれる。	非課税の被扶養者が居住する家屋敷を把握するための調査手法としては適さないが、別荘所有者を的確に把握する上で有効と認められることから、情報の活用方法を具体的に検討したい。	資産税課と連携し、市内の新築家屋の情報を把握し、別荘地を中心に調査を行い市外在住者への課税漏れがないよう取り組んでいる。	市民税課
第1 個人市民税 (5) 他部署との連携の検証 保健所情報及び事業所税情報の共有について (報告書58ページ)	例えば、市税条例第11条第2号の規定による均等割の課税漏れの対策として、飲食店や美容業であれば、事業者は市の保健所に「食品営業許可申請」を提出しているため、市の保健所に情報提供を依頼することでその事業者の情報を取得できる。資産税課では、固定資産税(償却資産)の課税客体把握のために保健所情報を活用しており、費用対効果を考慮した上で情報の共有が望まれる。 また、店舗の賃貸人は事業所税における一定の要件を満たす場合、「事業所用家屋の貸付(異動)申告書」を市民税課に提出しており、申告書には賃借人の氏名や住所も記載されるため、事業所税の担当者と情報共有することで、個人事業者の氏名や住所の特定が行える。	保健所情報活用にあたって、所管課と情報共有について協議を行い、情報活用の適否の検証作業を行う。また、個人事業者の氏名や住所の特定の際、事業所税における「事業所用家屋の貸付(異動)申告書」を有効活用したい。	保健所と連携し、飲食店や美容業等の「食品営業許可申請」情報を把握し、市外在住の事業者に対する課税漏れがないよう努めている。 また、事業所税担当とも連携し「事業所用家屋の貸付(異動)申告書」の情報共有により個人事業者の把握に努めている。	市民税課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

包括外部監査(監査人 新木 淳彦)分

指摘事項		当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
第3 固定資産税 (2) 課税客体把握の検証 非課税固定資産の現状確認について (報告書89ページ)	市税条例第58条では、非課税申告後、使用状況が変わり用途非課税の用途に利用しなくなった又は、無償から有償で借り受けることとなった場合は、非課税固定資産の所有者が、その旨を市へ申告することとなっているが、少なくとも3～5年間に1度は現況を確認することが望まれる。	土地については、システムデータから抽出した用途非課税約9万6千筆(個人名義の公衆用道路含む)の、家屋については、非課税固定資産の所有者(法人等)の活動状況等の、それぞれ現況確認方法について検討する。	平成31年度に、平成25年以降の非課税家屋で、有期認定の福祉サービス事業所で期間の終了している事業者への調査を実施。いずれも、認定更新され、用途の変更はなかった。 今後、継続して調査を実施する。	資産税課
第3 固定資産税 (6) 他部署との連携の検証 家屋評価における建築指導課が有する情報の利用について > (報告書94ページ)	現地調査時間を短縮し、納税者の負担を軽減することと、家屋の適正な評価と事務効率化のために、資産税課が事前に建築図面等を確認できるような担当課という視点に縛られない仕組みの検討が望まれる。	関係課と協議を行う。	建築指導課と協議し、同課から建築確認申請書等の情報提供を受ける必要がある場合は、一定の条件の下に可能とすることで合意した。	資産税課
第6 軽自動車税 (1) 課税客体把握の検証 非課税処分の判断については納税者が提出する書面に基づき判定すべき (報告書 125、126ページ)	日本赤十字社の所有する軽自動車等について非課税対応する場合、所有者より書面による提出がなされたうえで、その書面に基づき判断するのが本来の行政の姿であり、この例による方が市民の理解は得られるはずである。電話対応による非課税の取り扱いを取りやめ、非課税要件を確認できる何らかの書面の作成と、納税者の自発的提出に基づく非課税対応について検討が望まれる。	日本赤十字社に、その所有する軽自動車と対応する市税条例第80条の2の要件を記入した一覧を、年に1回、提出させる案を検討している。	長野市市税条例第81条の2により軽自動車税を課税していない車両について、令和元年度に日本赤十字社及び長野赤十字病院に車両用途状況の照会を書面で実施した。以降、継続して実施していく。	市民税課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

包括外部監査(監査人 新木 淳彦)分

指摘事項		当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
第6 軽自動車税 課税漏れに対する防止策について (報告書 126ページ)	このような事実から、課税漏れになっているケースも多々あると思われる、これを防止するため、まずは各販売店の軽自動車税に対する知識の普及と理解に努めてほしい。そして、正しい知識を得た販売店等の協力を得て、市民の軽自動車税に対する正しい知識の普及がなされるよう軽自動車税に対する正しい知識の普及環境の整備について検討対策が望まれる。	従来から、道路を走らない農耕用及びその他の小型特殊自動車は登録が必要であることをホームページに掲載しているが、意見を踏まえ、ホームページの改善、広報ながのへの掲載等、周知方法の拡充を検討している。	市税ガイドへの掲載、市ホームページ掲載内容の改善(よくある質問の掲載等)のほか、けん引式農作業機が公道走行可能となったことに伴い、令和2年度には、ながの農協、グリーン長野農協及び各機械センター宛てに、登録及び課税の扱いについての通知を送付し、周知を図った。	市民税課
第13 市営住宅使用料の徴収事務 (2) 効率性の視点 連帯保証人の資格要件等の基準の明確化について (報告書 218ページ)	長野市営住宅の設置及び管理に関する条例では、その第11条において、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人・・・」と定めている。しかし、連帯保証人の資格能力については不明確である。これを要因として、連帯保証人に対する定期的な調査は行われておらず、その結果、連帯保証人に連絡したところ死亡していた事実初めて気が付くという事態を招いている。よって、連帯保証人の資格要件等の基準を明確化するべきである。	連帯保証人の資格要件等については、来年度から施行の民法改正に併せ、ご指摘の留意点を踏まえる中で、これら基準の明確化に向け検討、実施していく。	令和元年10月に連帯保証人の資格要件を欠いている入居者に対して、連帯保証人の安否確認を求め、必要に応じて保証人を変更するよう依頼した。 今後も連帯保証人の資格要件を欠いている入居者に対して、定期的に連帯保証人の変更を求めるよう改善した。	住宅課
第14 保育料の徴収事務 (2) 収納、滞納整理事務の検証 私立保育所への収納協力員報酬について (報告書 228ページ)	同制度を継続するのであれば、報酬について収納率向上に対する貢献(回収の難易度や回収件数)に応じた報酬体系を取り入れることの検討が望まれる。	収納協力員の収納協力報酬については、滞納者に対して納付催促に限定され、収納業務ができないことから、制度の継続について検討を行う。	収納協力員報酬については、主として督促状の手渡し等を行う私立保育所の協力員に対する報酬であったが、送達日を明確にするため督促状を郵送することとしたことから、令和元年度をもって廃止した。	保育・幼稚園課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成30年度

包括外部監査(監査人 新木 淳彦)分

指摘事項		当初措置状況 (31年度)	令和2年度の措置状況	担当課
第14 保育料の徴収事務 (4)延滞金や過料、還付金等の検証 延滞金の徴収について (報告書 229ページ)	保育が福祉であることや、徴収していない自治体が多いとの理由であるが、条例第5条では、「市税外収入金が納期限後に納付される場合においては、延滞金額を加算して徴収する。」こととされている。誠実に納付している者との公平性を保つために、条例に規定する延滞金を課すべきである。	現在、延滞金徴収のための納付書様式について検討をしているが、延滞金徴収を行っている関係課に実施状況を確認する中で、延滞金徴収に係る収納管理等については人員が必要であり、現体制では実施が難しいことから、実施に向けて人員配置及び収納管理業務方法等の検討を行っていく。	延滞金の徴収に必要な事務処理手続きを進め、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に基づき、令和3年度から徴収を実施することとした。	保育・幼稚園課
第15 全体を通して複数の業務にまたがる事項等 全庁的な連携体制強化について (報告書 232ページ)	既に設置されている収納向上対策協議会を活用し、収納課のノウハウを共有するなどして全庁を挙げての収納力向上を図ることが望まれる。	収納向上対策協議会においては、全庁的な収納力向上に向け、各課の収納・未収金対策や課題点など、情報の共有及び検討を行っており、未収金を過去10年間で2分の1以下に圧縮する成果を上げている。 また、年度当初には各課の徴収技術向上を図るため、収納課職員が企画し講師となって合同研修会を開催し、ノウハウを共有しており、担当課において徴収方法等に不明な点が生じた場合には随時、特別滞納整理室が窓口となって相談、質問を受け付け、助言・指導を行っている。 今後も収納向上対策協議会において全庁的・総合的な収納向上対策の検討を行っていく。	収納課が実施する研修会に、収納向上対策協議会を構成する各課へ参加を呼びかけ、合同で研修を行うことにより、徴収力向上に繋がる知識や技術等の共有を図った。	収納課